

他法令との関係

【鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法、外来生物法、銃刀法の関係】

● 各法律の範囲

野生鳥獣を捕獲する際に必要となる狩猟免許や捕獲許可に関しては、鳥獣保護管理法により定められ、都道府県知事にその権限がある。しかし鳥獣被害防止特措法に定められる被害防止計画を作成した市町村が希望した場合には、許可捕獲に関する権限を都道府県から委譲することもできる。また、捕獲にあたって猟銃を使用する場合には、銃所持許可が必要になるが、これは銃刀法により定められている。また特定外来生物においては外来生物法に基づいた防除も可能である。

鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法、外来生物法、銃刀法の関係

